

(生活保護又は非課税世帯の保護者対象)

高等生等奨学給付金(私立)

令和4年度 新入生に対する一部早期給付

(4月～6月分)

返済は不要です

制度の概要

三重県では、保護者等が負担すべき授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、私立高等学校等に
通う高校生等のいる低所得世帯に対し、返済不要の「高校生等奨学給付金」を給付します。

通常の申請時期は7月ですが、希望される新入生の保護者の方に前倒し給付(4月～6月の3か月分を先に給付)を行います。

対象となる世帯

令和4年4月1日現在で次の要件をすべて満たす世帯

- ・ **高等学校等就学支援金**(高等学校等の授業料に対する支援)の支給を受ける資格を有する**高校生等(令和4年度新入生)がいる世帯**(特別支援学校高等部の生徒、児童入所施設入所中の生徒等を除く。)
- ・ **保護者等が三重県内に居住している世帯**(保護者等のいずれかが海外に居住している場合は除く。)
- ・ **保護者等が生活保護を受給しているか、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯**(均等割に課税額があっても所得割が0円の場合は対象になります。)

4月～6月分は令和3年度の課税証明書等により確認し、7月～翌年3月分は令和4年

7月1日現在の状況をもとに令和4年度の課税証明書等により確認します。

編入学・転入学及び再入学等の方は早期給付の対象にはなりません。(7月以降に募集が始まる通常の給付金で申請してください。)

申請方法

上記の資格をすべて満たす世帯は、下記ホームページからダウンロードするか、各学校で申請書類を受け取り、記入の上、各証明書類等とともに各学校に提出してください。

様式等は三重県私学課 HP (<https://www.pref.mie.lg.jp/common/04/ci600005830.htm>) をご確認ください。

提出期限

令和4年5月31日(火)必着

県内の学校の場合は各学校の提出期限に従ってください。

- ・ 令和4年7月にも通常の給付金の申込みがあります。お急ぎでない方は、その時に申請してください。
- ・ なお、今回一部前倒し給付を申請された方で、残りの月数(9か月)分の給付を希望される方は、7月上旬にご案内する通常の申請時期(7月)に再度申請が必要となります。

申請期限を過ぎての申請は、理由を問わず一切受けできなくなるので、余裕をもって申請してください。

申請書類提出先

- ・県内の学校 各学校の担当者
- ・県外の学校 三重県私学課へ申請者の方が直接下記住所へ郵送してください。
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県環境生活部私学課 奨学給付金担当

給付額等

・申請は2回必要です

給付額は、世帯の状況により変わります。(下記表参照)

世帯種別		4月～6月分	7月～翌年3月分	合計	
生業扶助受給世帯 (生活保護世帯)	全日・定時・通信制	13,150 円	39,450 円	52,600 円	
非課税世帯 生業扶助受給世帯を除く	全日制 定時制	第1子	33,650 円	100,950 円	134,600 円
		第2子以降	38,000 円	114,000 円	152,000 円
	通信制	13,025 円	39,075 円	52,100 円	
	専攻科	13,025 円	39,075 円	52,100 円	

第2子以降とは15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合

奨学給付金の受取りについて

- ・奨学給付金は、県から直接ご指定の口座に振り込みます。(ただし学校に受領を委任した場合は、学校へ直接振り込みます)
- ・早期給付の4月～6月分は6月から8月の間に振り込む予定です。
- ・振込日については給付決定通知と一緒にお知らせします。通知が届くまでお待ちください。
給付決定通知が届く前に県へ振込日のお問い合わせをいただいても、お答えできませんのでご了承ください。

お問い合わせ先

三重県環境生活部私学課奨学給付金担当

TEL 059-224-2161 受付時間 平日 9:00～12:00 13:00～17:00

県立高等学校等に在籍する生徒の場合は三重県教育委員会事務局教育財務課奨学給付金担当
電話 059-224-2827 へお問い合わせください。